

奈良市公報

第27号

令和2年6月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
5 1	261	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
5 1	262	柳生観光駐車場の臨時休場	観光戦略課
5 1	263	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
5 7	264	令和2年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
5 7	265	放置自転車等の保管	環境政策課
5 7	266	道路の位置指定	建築指導課
5 8	267	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
5 8	268	都市景観形成建築物等の指定の解除	奈良町にぎわい課
5 8	269	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 8	270	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 8	271	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 12	272	奈良市公報号外第17号に掲載	長寿福祉課
5 12	273	放置自転車等の保管	環境政策課
5 12	274	住居番号の設定	市民課
5 12	275	放置自転車等の処分	環境政策課
5 14	276	平成31年度市民税・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
5 14	277	平成31年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	国保年金課
5 15	278	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
5 15	279	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5 15	280	放置自転車等の保管	環境政策課
5 15	281	督促状の公示送達	納税課
5 15	282	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 15	283	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 15	284	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
-----	----	-----	-----

5	1	21	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
5	1	22	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
5	8	23	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
5	15	24	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
5	7	6	農業委員会総会の招集	
正 誤 表				
正誤表				

告 示

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和2年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり 別紙省略

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和2年5月1日(金)～令和2年5月15日(金)の間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和2年5月1日(金)～令和2年5月15日(金)

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 次の(ア)から(オ)までの全ての条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)

別表第5号の1級から4級まで)

- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）
- d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項6症まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除きます。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当します。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申込みすることができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)の条件

エ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができます。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。

また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

オ 市営住宅 高齢者向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができます。

(ア) 60歳以上の者（ただし、常時介護を必要とする方のうち居宅においてこれを受けることができない、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）であり、現に同居し、又は同居しようとする親族（次の[a]から[d]のいずれかに該当する者に限る。）があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

[a] 配偶者

[b] 18歳未満の者

[c] 重度若しくは中度の身体障害者又は知的障害等の精神的障害を有する者

[d] 60歳以上の者

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

3 公開抽選と入居決定

- (1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。
- (2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。
- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(7) 生活保護受給者以外の者

a. 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和2年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b. 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c. 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

平成31年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d. 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(i) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。親族が同居する場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の署名及び捺印が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、署名及び捺印の上、提出すること。

コ パートナシップ宣誓書受領証等（該当者のみ。）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名及び捺印の上、提出すること。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

- ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。
- イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

- ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。
- イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3か月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）を納付する。
- ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期もしくは入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

- (1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。
- (2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

奈良市告示第262号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり柳生観光駐車場を臨時に休場する。

令和2年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 休場日

施設名	休場日
柳生観光駐車場	令和2年5月7日から令和2年5月31日まで

令和 2 年奈良市告示第 199 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

原田 清行	はらだ医院	紀寺町 607	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	-------	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

原田 清行	はらだ医院	紀寺町 607	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原田 幸児	はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目 1 番地 1 階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

に、

瀬川 雅教	済生会奈良病院	八条四丁目 643	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	---------	-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

久永 倫聖	済生会奈良病院	八条四丁目 643	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	---------	-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

別紙 2 の表中

松本 元嗣	大倭病院	大倭町 5-5	48-1515
-------	------	---------	---------

を

有田 憲生	大倭病院	大倭町 5-5	48-1515
-------	------	---------	---------

に、

瀬川 雅教	済生会奈良病院	八条四丁目 643	36-1881
-------	---------	-----------	---------

を

久永 倫聖	済生会奈良病院	八条四丁目 643	36-1881
-------	---------	-----------	---------

に改める。

奈良市告示第264号

令和2年奈良市議会5月臨時会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,953,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,053,072千円とする。
2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16. 国庫支出金		26,263,808	36,339,272	62,603,080
	2. 国庫補助金	1,497,319	36,339,272	37,836,591
17. 県支出金		9,203,885	4,800	9,208,685
	4. 県交付金	1,480,303	4,800	1,485,103
20. 繰入金		595,569	609,000	1,204,569
	2. 基金繰入金	591,292	609,000	1,200,292
歳入合計		144,100,000	36,953,072	181,053,072

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3. 民生費		62,238,331	36,379,272	98,617,603
	1. 社会福祉費	27,741,312	35,880,000	63,621,312
	2. 児童福祉費	21,269,748	499,272	21,769,020
7. 商工費		1,183,510	469,000	1,652,510
	1. 商工費	1,183,510	469,000	1,652,510
11. 教育費		13,341,727	4,800	13,346,527
	5. 幼稚園費	958,338	4,800	963,138
15. 予備費		50,000	100,000	150,000
	1. 予備費	50,000	100,000	150,000
歳出合計		144,100,000	36,953,072	181,053,072

奈良市告示第265号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年5月7日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和2年 5月 7日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市大宮町一丁目6番21
申請者氏名	株式会社 やまと不動産 代表取締役 森本 勇人
道路の位置	奈良市南紀寺町五丁目80番1の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	22.46m
指定年月日	令和2年 5月 7日
指定番号	第R0107号

奈良市告示第 267 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
歯科 YAS デンタルクリニック 登美ヶ丘本院	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-17	令和2年 5月10日
歯科 YAS デンタルクリニック 中登美ヶ丘診療所	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3-2 アップル学園前1階	令和2年 5月10日

奈良市告示第268号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第5項の規定により、都市景観形成建築物等の指定を解除しましたので、次のとおり告示します。

令和2年5月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 都市景観形成建築物等の指定番号
第43号
- 2 都市景観形成建築物等の指定年月日
平成14年2月13日
- 3 都市景観形成建築物等の名称
栗野家住宅
- 4 都市景観形成建築物等の所在地
奈良市元林院町5
- 5 都市景観形成建築物等の指定解除年月日
令和2年5月8日

奈良市告示第 269 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 5 月 8 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奥田 伸治 奈良市和田町53番地	矢鋪 和也 奈良市和田町461番地

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市告示第 270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により大慈仙町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 5月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大西 衛 奈良市大慈仙町459番地	小谷 義幸 奈良市大慈仙町1102番地

2 変更の年月日

令和2年1月25日

奈良市告示第 27 | 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 5 月 8 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	星野 佳代子 奈良市西大寺新町一丁目3番8号	岡田 周一 奈良市西大寺新町一丁目4番15号

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年5月/2日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年5月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年 5月 12日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
平松三丁目10番23号	疋田町三丁目2番9号	西登美ヶ丘六丁目7番6号
大安寺二丁目11番7-2号	六条二丁目10番15号	学園南二丁目17番21-1号
六条西三丁目2番14号	三松三丁目5番12号	菅原東一丁目3番13-1号
七条西町一丁目10番6号	富雄北三丁目14番71号	六条西五丁目2番17号
菅原東一丁目20番2号	平松二丁目24番1-1号	六条一丁目31番22-3号
菅原東二丁目15番10号	平松二丁目24番1-2号	六条一丁目31番22-4号
西登美ヶ丘一丁目5番30号	平松二丁目24番1-3号	若葉台一丁目7番3号
西大寺新池町6番1-1号	平松二丁目24番1-5号	疋田町二丁目6番10-2号
大安寺三丁目4番1号	平松二丁目24番1-6号	宝来三丁目4番7号
百楽園二丁目6番1号	平松二丁目24番1-7号	あやめ池南一丁目9番1号
帝塚山南二丁目5番16号	四条大路一丁目5番74-2号	
藤ノ木台三丁目31番10号	藤ノ木台一丁目7番35号	
菅原東一丁目17番1号	大森西町22番9号	
西登美ヶ丘五丁目9番1号	大安寺二丁目11番7-7号	
菅原東一丁目11番13号	あやめ池南四丁目11番46-3号	
富雄元町一丁目5番36-1号	平松五丁目25番37号	
富雄元町一丁目5番35号	平松五丁目25番38号	
疋田町三丁目1番29号	疋田町三丁目3番10号	
疋田町三丁目1番30号	疋田町三丁目3番11号	

奈良市告示第 275 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年 5月 12日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年 5月 12日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年10月4日、同月6日、同月7日、同月11日、同月15日、同月17日、同月21日、同月25日
及び同月28日

奈良市告示第276号

平成31年度市民税・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

令和 2年 5月 14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
平成31年度市民税・県民税納税通知書
- 2 送達をすべき文書の発送年月日
別紙に記載
- 3 送達を受けるべき者
別紙に記載
別紙省略

奈良市告示第277号

平成31年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和 2年 5月 14日

奈良市長 仲川 元庸

1 この通知書の送達年月日	令和元年6月14日	
2 この公示送達により変更する納期	変 更 前	6月期 11月期 令和元年7月1日 令和元年12月2日 7月期 12月期 令和元年7月31日 令和元年12月27日 8月期 1月期 令和元年9月2日 令和2年1月31日 9月期 2月期 令和元年9月30日 令和2年3月2日 10月期 3月期 令和元年10月31日 令和2年3月31日
	変 更 後	6月期 11月期 令和2年6月1日 令和2年6月1日 7月期 12月期 令和2年6月1日 令和2年6月1日 8月期 1月期 令和2年6月1日 令和2年6月1日 9月期 2月期 令和2年6月1日 令和2年6月1日 10月期 3月期 令和2年6月1日 令和2年6月1日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載	

別紙省略

奈良市告示第 278 号

令和 2 年奈良市告示第 199 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 2 の表中

中井 昭宏	奈良セントラル病院	石木町 800	93-8520
-------	-----------	---------	---------

を

今村 豪	奈良セントラル病院	石木町 800	93-8520
------	-----------	---------	---------

に改める。

奈良市告示第 279 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年5月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年8月19日 奈良市指令都整開 第14A-11号

平成29年12月20日 奈良市指令都整開 第14A-11-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年5月15日 第1728号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山陵町312番1、312番5及び312番6

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市宝来一丁目2番1 ジュネス宝来305

大森 健人

大和郡山市永慶寺町5番32号

梅原 寛克

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 5 月 15 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 2 年 5 月 15 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

平成31年度市・県民税（普通徴収）第1期分、第2期分、第3期分、第4期分、随時期分、平成31年度市・県民税（特別徴収）9月分、10月分、11月分、12月分、2月分、3月分）、平成31年度軽自動車税全期分、平成31年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分、第3期分及び第4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年5月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成31年度市・県民税（普通徴収）	第1期分	令和元年7月19日	令和元年7月1日
平成31年度市・県民税（普通徴収）	第2期分	令和元年9月20日	令和元年9月2日
平成31年度市・県民税（普通徴収）	第3期分	令和元年11月20日	令和元年10月31日
平成31年度市・県民税（普通徴収）	第4期分	令和2年2月20日	令和2年1月31日
平成31年度市・県民税（普通徴収）	随時期	令和2年3月19日	令和2年3月2日
平成31年度市・県民税（特別徴収）	9月分	令和元年10月31日	令和元年10月10日
平成31年度市・県民税（特別徴収）	10月分	令和元年11月29日	令和元年11月11日
平成31年度市・県民税（特別徴収）	11月分	令和元年12月27日	令和元年12月10日
平成31年度市・県民税（特別徴収）	12月分	令和2年1月31日	令和2年1月10日
平成31年度市・県民税（特別徴収）	2月分	令和2年3月31日	令和2年3月10日
平成31年度市・県民税（特別徴収）	3月分	令和2年4月30日	令和2年4月10日
平成31年度軽自動車税	全期分	令和元年6月20日	令和元年5月31日
平成31年度軽自動車税	全期分	令和元年12月20日	令和元年12月2日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和元年5月27日	令和元年5月7日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和元年6月20日	令和元年5月31日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和元年7月19日	令和元年7月1日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和元年8月20日	令和元年7月31日

平成31年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和元年12月20日	令和元年12月2日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和2年3月19日	令和2年3月2日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和2年5月26日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第 282 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 15 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	石川 和利 奈良市南永井町 389 番地の 6	土田 真規 奈良市南永井町 387 番地の 3

2 変更の年月日

令和 2 年 4 月 19 日

奈良市告示第 283 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 5月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大西 規雄 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の149	久保 光央 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の31

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田中 敦 奈良市学園朝日元町二丁目476番地の9	井堀 昭二 奈良市学園朝日元町二丁目559番地の14

2 変更の年月日

令和2年4月5日

公營企業

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年5月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年5月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年5月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市法華寺町、杏町、中山町、南紀寺町五丁目

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処 理 分 区	起 点	終 点	告示位置図No.
大安寺第1処理分区	法華寺町1358-4	法華寺町1360	①
南奈良第5-2処理分区	杏町543-1	杏町571-2	②
佐保川第3処理分区	中山町1265	中山町1240	③
南奈良第2処理分区	南紀寺町五丁目80-1	南紀寺町五丁目78-6	④

3 公共汚水柵を設置し、供用を開始する場所

処 理 分 区	場 所	告示位置図No.
南奈良第5-2処理分区	南京終町四丁目346-1	⑤
大安寺第1処理分区	四条大路一丁目785-1	⑥
南奈良第5-2処理分区	八条二丁目88-1の一部 他6筆	⑦
南奈良第3処理分区	南京終町六丁目62-2	⑧
南奈良第1処理分区	古市町1739-8	⑨
佐保川第10処理分区	宝来四丁目719	⑩
佐保川第3処理分区	中山町22-7,23-3,24-1	⑪
佐保川第1処理分区	中山町西一丁目856-7	⑫
佐保川第13処理分区	平松五丁目731-6	⑬
佐保川第13処理分区	平松五丁目731-1 他4筆	⑭
佐保川第13処理分区	六条三丁目1069-1の一部	⑮

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別
分流

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

位置図省略

奈良市企業局告示第22号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年5月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 岸本 設備	代表取締役 岸 本 輝次	奈良県磯城郡川西町大字梅戸3 48番地の2	令和2年4月16日

奈良市企業局告示第23号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年5月8日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 岡島 電設工業	代表取締役 岡 島 祐紀	奈良県磯城郡田原本町宮古695-1	令和2年4月16日

奈良市企業局告示第24号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年5月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社 吉岡 設備	吉岡 廣之	京都府木津川市加茂町北上大田 41番地1	令和2年5月1日

農業委員会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会令和2年5月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年5月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和2年5月14日(木) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(4月専決処理分)
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(4月専決処理分)
- (5) 生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明について
- (6) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 知事許可について(4月許可分)

正 誤

正 誤

令和2年1月10日付け奈良市公報号外第1号

56ページ18行目から57ページ20行目までは次のとおりの誤り。

別表第1（第3条関係）

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

職務の級	標準的な職務の内容
4 級	1 小隊長及び副小隊長の職務 2 指揮支援副隊長の職務
5 級	1 所長補佐の職務 2 室長補佐の職務 3 場長補佐の職務 4 保健所・教育総合センター管理室長の職務 5 市民サービスセンター所長の職務 6 東寺林連絡所長の職務 7 人権文化センター所長の職務 8 西部出張所課長の職務 9 行政センター課長の職務 10 こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務 11 児童館長の職務 12 保健センター所長の職務 13 衛生浄化センター所長の職務 14 奈良阪処分地管理事務所長の職務 15 消費生活センター長の職務 16 土木管理センター所長の職務 17 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務 18 指揮支援隊長の職務 19 史料保存館長の職務 20 西部図書館長及び北部図書館長の職務 21 学校給食センター所長の職務 22 選挙管理委員会事務局次長の職務 23 農業委員会事務局次長の職務
6 級	1 所長の職務 2 西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務 3 行政センター所長の職務 4 暮らしと仕事支援室長の職務 5 こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務 6 子ども家庭相談室長の職務 7 児童相談所設置準備室長の職務 8 環境清美工場長の職務 9 消防署長の職務 10 消防副署長の職務 11 文化財防災官の職務 12 防災センター所長の職務 13 指揮救助隊長の職務 14 中央図書館長の職務 15 学校事務長の職務 16 選挙管理委員会事務局長の職務 17 農業委員会事務局長の職務
7 級	1 相当の経験を有する所長の職務 2 相当の経験を有する西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務 3 相当の経験を有する行政センター所長の職務 4 相当の経験を有する環境清美工場長の職務 5 相当の経験を有する消防署長の職務 6 相当の経験を有する文化財防災官の職務 7 相当の経験を有する中央図書館長の職務 8 相当の経験を有する学校事務長の職務 9 相当の経験を有する選挙管理委員会事務局長の職務

	10 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 11 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務
8 級	1 危機管理監の職務 2 東部振興監の職務 3 保健所長の職務 4 会計管理者の職務 5 消防局の次長の職務 6 教育センター所長の職務 7 監査委員事務局長の職務 8 議会事務局次長の職務 9 部長及び理事の職務
9 級	1 統括官の職務 2 法令遵守監察監の職務 3 相当の経験を有する危機管理監の職務 4 消防長の職務 5 議会事務局長の職務

正 誤

令和2年5月1日付け奈良市公報第25号

ページ	誤	正
3	給排水課	経営企画課